

APEC越境プライバシールールシステム

事前質問書

基本情報 2

通知 6

通知に関する規定の制限事項 8

取得の制限 9

個人情報の利用 10

選択 12

選択に関する規定の制限事項 14

個人情報の完全性 15

セキュリティ対策 16

アクセス及び訂正 19

アクセス及び訂正に関する規定の制限事項 22

責任 23

一般 23

個人情報が移転された場合の責任の維持 24基本情報

i. 認証申請組織の名称

|  |  |
| --- | --- |
| 和文 |  |
| 英文 |  |

ii. 本認証の対象となる貴社／貴組織（以下「貴社」という。）のプライバシーポリシーによって管理される子会社及び／又は支社、その住所、並びに貴社との関係についての一覧表（行数が足りない場合は追加してください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業所 | 所在地 | 貴社との関係 | 越境個人情報[[1]](#footnote-1)を取扱う業務 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |

iii. 越境プライバシールール（以下「CBPR」という）に対する組織の連絡窓口（苦情相談の窓口ではなく、CBPRの申請に関する連絡窓口を記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（和文） |  |
| 氏名（英文） |  |
| 役職（和文） |  |
| 役職（英文） |  |
| 電子メール |  |
| 電話 |  |

iv. 貴社は、どのような種類の個人情報について認証を申請しますか？扱っている越境個人情報の種類に加えて、越境個人情報を扱う業務、及び、扱っている越境個人情報の件数等についても記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 越境個人情報を扱う事業の概要 |  |
| 越境個人情報を扱う業務について |
|  | 業務 | 種類 | 件数（概数） | 取得方法 | 外部委託 | 越境個人情報の保管状況 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |

v. 越境個人情報を扱う業務内容について記載してください。業務と個人情報の流れが分かるように記載してください。業務毎に記載し、用紙が足りない場合はコピーしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No |  | 業務名 |  |
| 業務内容 |
|  |

vi. どのエコノミーで、貴社、貴社の支社及び／又は子会社は、本システムに基づいて認証される個人情報を取得するか、または取得する予定がありますか？該当するエコノミーをすべてチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | オーストラリア連邦 |  | ニュージーランド |
|  | ブルネイ・ダルサラーム国 |  | パプアニューギニア独立国 |
|  | カナダ |  | ペルー共和国 |
|  | チリ共和国 |  | フィリピン共和国 |
|  | 中華人民共和国 |  | ロシア連邦 |
|  | 香港 |  | シンガポール共和国 |
|  | インドネシア共和国 |  | 台湾 |
|  | 日本 |  | タイ王国 |
|  | 大韓民国 |  | アメリカ合衆国 |
|  | マレーシア |  | ベトナム社会主義共和国 |
|  | メキシコ合衆国 |  |  |

vii. どのエコノミーに対して、貴社、貴社の支社及び／又は子会社は、本システムに基づいて認証される個人情報を移転するか、又は移転する予定がありますか？該当するエコノミーをすべてチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | オーストラリア連邦 |  | ニュージーランド |
|  | ブルネイ・ダルサラーム国 |  | パプアニューギニア独立国 |
|  | カナダ |  | ペルー共和国 |
|  | チリ共和国 |  | フィリピン共和国 |
|  | 中華人民共和国 |  | ロシア連邦 |
|  | 香港 |  | シンガポール共和国 |
|  | インドネシア共和国 |  | 台湾 |
|  | 日本 |  | タイ王国 |
|  | 大韓民国 |  | アメリカ合衆国 |
|  | マレーシア |  | ベトナム社会主義共和国 |
|  | メキシコ合衆国 |  |  |

# 通知（質問1～4）

このセクションの質問では、通知について確認します。

(a) 取得される個人情報、移転先、及び利用目的に関する貴社のポリシーを本人に必ず理解してもらうこと。　かつ

(b) 通知に関する規定の条件（後述）を除き、本人の個人情報が取得されるタイミング、移転先、及び利用目的を本人に必ず通知すること。

## 一般

1. 上記の個人情報に適用されるポリシー等を記載した「個人情報に適用される方針やルール（契約書や約款等）に関して明瞭かつ入手しやすい説明書」（以下、「プライバシーステイトメント」という）を提供していますか？「はい」の場合、該当する文書のコピーまたは当該文書へのハイパーリンクを提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. このプライバシーステイトメントには、貴社がどのように個人情報を取得するのかが説明されていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. このプライバシーステイトメントには、個人情報が取得される目的が説明されていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. このプライバシーステイトメントでは、個人情報を第三者が利用できるようにするかどうかについて、またその場合の目的について本人に通知していますか

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. このプライバシーステイトメントでは、貴社の名称と所在地（取得した個人情報の取扱いと慣行に関する貴社の連絡窓口情報を含む）について開示していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. このプライバシーステイトメントでは、個人情報の利用と開示に関する情報を本人に提供していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. このプライバシーステイトメントでは、自分の個人情報にアクセスし修正することができきますか、また、その方法に関する情報を本人に提供していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の取得時（直接であるか第三者の代行によるかを問わない）に、そのような情報を取得している旨を通知していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の取得時（直接であるか第三者の代行によるかを問わない）に、個人情報を取得する目的を明らかにしていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の取得時に、個人情報を第三者に提供する場合があることを本人に通知していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

### 通知に関する規定の制限事項

以下は、取得時にAPEC通知原則の適用を必要とするものではない。

i. 自明である場合：本人から個人情報が提供されることにより本人の同意を推定できる場合は、個人情報管理者[[2]](#footnote-2)は、個人情報の取得、利用、又は第三者提供について通知する必要はない（たとえば、本人が取引関係のある状況で別の人物に自分の名刺を渡した場合など）。

ii. 公表情報の個人取得の場合：個人情報管理者は、公表されている個人情報の取得及び利用に関して通知する必要はない。

iii. 技術的に実行不可能な場合：見込み客等が連絡をするときに電子技術（たとえばクッキーの使用）により自動的に個人情報が取得される場合は、個人情報管理者は取得時又はそれ以前に通知する必要はない。ただし、当該行為が実行後は、できる限り速やかに本人に通知しなければならない。

iv. 法に基づく要求のあった行政機関に開示する場合：本人にこれを通知することが法に基づく調査を妨げる可能性がある場合は、個人情報管理者は、当該機関の調査などの目的について通知する必要はない。

v. 適法な手続に基づき第三者に開示する場合：第三者への開示についてその開示が適法な手続（民事訴訟の過程で行われる証拠開示要求など）に従って要請されるときは、個人情報管理者は通知する必要はない。

vi. 第三者から取得する場合：個人情報を第三者から取得した場合、個人情報管理者は、個人情報の取得時又はそれ以前に本人に通知する必要はない。

vii. 合法的な捜査目的の場合：取得、利用及び開示が行動規範の違反、契約違反又は国内法違反に関する内部捜査又は外部捜査に関連する目的において通知することで個人情報の入手可能性又は正確さを担保することが難しいと判断される場合、個人情報保護管理者は通知する必要はない。

viii. 緊急事態の場合：個人の生命、健康又は安全を脅かす緊急事態において、個人情報管理者は通知する必要はない。

## 取得の制限（質問5～7）

このセクションの質問は、下記について確認します。

(a) 個人情報の取得が、その取得のために示された目的に確実に限定されていること。

(b) 個人情報の取得のすべての場合において、取得方法は適法かつ公正でなければならないこと。

1. 個人情報はどのように入手していますか？

a) 当人から直接。「はい」の場合、具体的に説明してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

b) 第三者が代行による。「はい」の場合、具体的に説明してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

c) その他。「はい」の場合、具体的に説明してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の取得（直接であるか第三者の代行によるかを問わない）は、取得目的、又は取得目的に関連する他の目的の達成に関する個人情報に限定されていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の取得に適用される管轄権の要件に合わせて、適法かつ公正な手段で個人情報を取得していますか？（直接であるか第三者の代行によるかを問わない）？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

## 個人情報の利用（質問8～13）

このセクションの質問は、個人情報の利用・移転及び開示を対象に、下記について確認します。

(a) 個人情報の性質、取得状況及び取得した個人情報の利用目的を考慮した上で、個人情報の利用が取得目的に適合しているか、又は関連するその他の目的[[3]](#footnote-3)を達成することに限定されていること。

1. プライバシーステイトメントまたは取得時に出した通知に特定した通り取得する（直接であれ第三者の代行であれ）個人情報の利用は、当該情報の取得目的またはその他の矛盾のない関連する目的に限定されていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 質問8の回答が「いいえ」の場合、以下のいずれかの状況において、関連のない目的で集めた個人情報を利用していますか？下欄に説明してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | a)本人の明白な同意に基づく場合 |
|  |
|  | b)準拠法に従う場合 |
|  |

1. （直接であれ第三者の代行であれ）取得する個人情報を他の個人情報取得者に開示していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報を個人情報処理業者に転送していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 質問10または11への回答が「はい」の場合、その開示または転送は、取得目的またはその他の矛盾のない関連した目的を果たすために行われたものですか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 質問12の回答が「いいえ」の場合、または適切な場合は、その開示や転送は以下の状況のいずれかにおいて行われていますか？

|  |  |
| --- | --- |
|  | a)本人の明白な同意に基づいている場合 |
|  |
|  | b)本人が要請したサービスまたは製品を提供するために必要なものの場合 |
|  |
|  | c)準拠法に従う場合 |
|  |

## 選択（質問14～20）

このセクションの質問は、個人情報の取得、利用及び開示に関して本人が必ず選択できるようになっていることを確認します。なお、同意が明確に黙示されているか、又は、選択を行う方法を提供する必要がない一定の状況があることが、「選択に関する規定の制限事項」（後述）に詳述しており、これらに該当するものは除きます。

# 一般

1. 個人情報の取得に関連して本人が選択できる方法を提供していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の利用に関連して本人が選択できる方法を提供していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の開示に関連して個人が選択できる方法を提供していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の取得（質問14）、利用（質問15）、開示（質問16）を制限する権限を与える選択肢を個人に提供している場合、それは明瞭かつはっきりとした形で表示または提供されていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |

1. 個人情報の取得（質問14）、利用（質問15）、開示（質問16）を制限する権限を与える選択肢を個人に提供している場合、それは明瞭な表現ですぐ分かるようになっていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の取得（質問14）、利用（質問15）、開示（質問16）を制限する権限を与える選択肢を個人に提供している場合、その選択は簡単に利用でき手頃なものですか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 必要に応じて、効果的かつ迅速に希望が通るようにするどのような方法が用意されていますか？下欄または必要に応じて添付資料として説明を添えてください。

|  |
| --- |
|  |

### 選択に関する規定の制限事項

以下は、APEC選択原則の適用を必要とするものではない。

i. 自明である場合：本人から個人情報が提供されることにより本人の同意を推定できる場合は、個人情報管理者は、個人情報の取得、利用、又は第三者提供について通知する必要はない（たとえば、本人が取引関係のある状況で別の人物に自分の名刺を渡した場合など）。

ii. 公表情報の個人取得の場合：個人情報管理者は、公表されている個人情報の取得及び利用に関して通知する必要はない。

iii. 技術的に実行不可能な場合：見込み客等が連絡をするときに電子技術（たとえばクッキーの使用）により自動的に個人情報が取得される場合は、個人情報管理者は取得時又はそれ以前に通知する必要はない。ただし、当該行為が実行後は、できる限り速やかに本人に通知しなければならない。

iv. 法に基づく要求のあった行政機関に開示する場合：本人にこれを通知することが法に基づく調査を妨げる可能性がある場合は、個人情報管理者は、当該機関の調査などの目的について通知する必要はない。

v. 適法な手続に基づき第三者に開示する場合：第三者への開示についてその開示が適法な手続（民事訴訟の過程で行われる証拠開示要求など）に従って要請されるときは、個人情報管理者は通知する必要はない。

vi. 第三者から取得する場合：個人情報を第三者から取得した場合、個人情報管理者は、個人情報の取得時又はそれ以前に本人に通知する必要はない。ただし、個人情報管理者が個人情報を取得するために自身に代わって第三者を雇う場合には、当該第三者から本人に通知するように指示しなければならない。

vii. 合法的な捜査目的の場合：取得、利用及び開示が行動規範の違反、契約違反又は国内法違反に関する内部捜査又は外部捜査に関連する目的において通知することで個人情報の入手可能性又は正確さを担保することが難しいと判断される場合、個人情報保護管理者は通知する必要はない。

viii. 緊急事態の場合：個人の生命、健康又は安全を脅かす緊急事態において、個人情報管理者は通知する必要はない。

## 個人情報の完全性（質問21～25）

このセクションの質問は、利用目的に必要な限りにおいて、保有する個人情報について正確性及び完全性を担保し、並びに最新の状態に維持していることを確認します。

1. 保管している個人情報が、利用目的に必要な限りにおいて、最新、正確、必要最低限なものであることを検証する措置を講じていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 利用目的上必要な限りにおいて、不正確、不十分で、古くなった個人情報を修正する方法を用意していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 不正確、不完全、または古くなった情報が利用目的に影響すると思われ、当該情報の転送後に修正がなされた場合、その修正について、当該個人情報の転送先である処理業者等に連絡をしていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 不正確、不完全、または古くなった情報が使用目的に影響すると思われ、情報の開示後に修正が行われた場合、その修正について個人情報の転送先であるその他の第三者に伝えていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 不正確、不完全、または古くなった情報に気づいた場合は連絡をするよう、委託や共同利用等を行う事業者に求めていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

## セキュリティ対策（質問26～35）

このセクションの質問は、個人がその個人情報を貴社に預けるときに、個人情報の紛失、不正なアクセス、不正な破壊、利用、変更若しくは開示、又はその他の不正使用を防ぐために、その個人情報が合理的なセキュリティ対策によって確実に保護されるために設けられている。

1. 情報セキュリティ方針を実装していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報を、情報の紛失または不正なアクセス、破壊、利用、修正または開示またはその他の悪用のリスクから保護するために実施している、物理的、技術的、運営上の安全保護策について説明してください。

|  |
| --- |
|  |

1. 質問27に対応して特定した安全保護策が、脅かされる危害の可能性と程度、情報の機密性、また保管状況に鑑みてなぜ適当なのか説明してください。

|  |
| --- |
|  |

1. 従業員に個人情報のセキュリティの維持の重要性についてどのように認識させているか説明してください（定期的な研修や監督など）

|  |
| --- |
|  |

1. 次のような手段で、迫る危害の可能性と程度、情報の機密性、保管状況に適した安全保護策を実施していますか？
2. 従業員の研修や管理その他の安全保護策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. ネットワークやソフトウェア設計、および情報処理、保存、転送、廃棄などの、情報システムや情報管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 攻撃、侵入、その他のセキュリティ障害の検出、防止、対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 物理的セキュリティ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の安全な処分のための方針を実施していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 攻撃、侵入、その他のセキュリティ障害を検出、防止、対応するための措置を実施していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 上記質問32でふれた安全保護策の効果を試すためのプロセスが用意されていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. リスク評価または第三者認証を利用していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の転送先である処理業者、代理人、請負業者、その他のサービス業者に、以下の手段により、当該情報の紛失、または不正なアクセス、破壊、利用、修正、または開示その他の不正な利用から保護するよう求めていますか？
2. 提供された情報やサービスの機密性に対応した情報セキュリティプログラムを実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 申請者の顧客の個人情報のプライバシーまたはセキュリティの侵害に気づいた場合は速やかに通知する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. プライバシーの侵害または機密保持違反につながったセキュリティ障害の修正対応のための措置を速やかに講じる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

## アクセス及び訂正（質問36～38）

このセクションの質問は、本人がその個人情報にアクセスして、訂正することができることを保証していることを確認します。

アクセスでは、個人情報への直接アクセスを防止するセキュリティ要件によって条件づけられ、アクセスの提供前に、十分な本人確認が要求されます。

アクセスを提供するために常に誠実に努力する必要がありますが、個人情報にアクセスして訂正する権限を提供する手順の詳細は、個人情報の性質やその他の利害関係により異なる場合が考えられます。そのため、状況によっては、記録を変更し、公開を禁止し、または削除することが不可能・非現実的、または不要な場合が考えられます。そこで、「アクセス及び訂正手順に関する規定の条件」（後述）を設け、それに該当する場合はアクセス及び訂正の要請を拒否できます。しかし、その条件によって、アクセス要請を拒否するときは、その判断を下した理由及び拒否に異議を唱える方法について、要請した本人に説明しなければなりません。ただし、このような個人情報の開示が法律または裁判所の命令に反する場合には、説明を行う必要はありません。

### 一般

1. 要請に応じて、要請者に関する個人情報を保有しているか確認していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 要請があった場合、保管する個人情報の本人に当該情報へのアクセスを認めていますか？「はい」の場合、以下の質問37(a)–(e)に回答し、アクセス要請を受け取り対応するための方針と手順について説明してください。「いいえ」の場合、質問38に進んでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. あなたはアクセスを要請してきた人の身元を確認する措置を講じていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. あなたは、アクセス要請があった場合、適当な期間内にアクセスを認めていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 情報は基本的に理解しやすい妥当な方法で伝えられていますか（読みやすいフォーマットなど）？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 情報は、個人との通常の対話形式にあった方法で提供されていますか（電子メール、同一言語など）？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. アクセスの提供は有料ですか？「はい」の場合、料金設定基準とどのようにして法外ではない額に設定しているか説明してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 情報の正確さについて個人が異議を唱え、それを修正、完成、改正、または削除させることを認めていますか？以下に関する申請者の方針と手順について説明し、質問38(a)–(e)に回答してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. アクセス及び修正方法は明瞭かつ明確に表現されていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報が不完全または不正確であることを本人が実証した場合、要請のあった修正、追加、または適宜、削除を行っていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 修正または削除の要請があってから適当な期間内にその修正や削除を行っていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 修正された個人情報の写しを本人に送ったり、データが修正または削除されたという確認を出す等していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. アクセスや修正が拒否された場合、なぜ拒否されたのかを、拒否に対する今後の問い合わせに関する連絡先情報と供に、説明していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

アクセス及び訂正に関する規定の制限事項

組織はアクセスを提供するために常に誠実に努力しなければならないが、状況によっては、下記に示すように組織がアクセス要求を拒否する必要が生じる場合がある。下記で該当する条件があればどのように該当するかを関連する質問の回答に明記すること。

i. 不相応な負担の場合：アクセスの要求が繰り返されるか、性質上権利の濫用である場合など、該当するケースの本人のプライバシーに対して、個人情報管理者がアクセス及び訂正を提供するための負担又は経費が不相応又は不釣り合いな場合、個人情報管理者はこれを行う必要はない。

ii. 機密情報の保護：個人情報を法的若しくはセキュリティ上の理由のために、又は機密情報（当該開示により、市場の競合企業が貴社の営業上の利益に反して個人情報を使用又は利用することが容易になり、重大な財務損失が生じる場合に、開示から保護する措置を講じた個人情報）を保護するために開示できない場合、個人情報管理者は、アクセス及び訂正を提供する必要はない。しかし、機密情報をアクセス要求の対象となる他の個人情報から容易に切り離すことができる場合、個人情報管理者は、当該個人情報が関係する本人の個人情報に当たる範囲で、機密情報を編集し、それ以外を利用可能にしなければならない。なお、個人情報を提供することが法律違反となるか、又はセキュリティを危うくするような状況において、アクセスの拒否は許容可能であるとみなされる場合がある。

iii. 第三者のリスク：本人以外の者の情報プライバシーが侵害される場合、個人情報管理者はアクセス及び訂正を提供する必要はない。しかし、第三者の個人情報をアクセス又は訂正が要請される個人情報から切り離すことができる場合は、個人情報管理者は第三者の個人情報を編集した後、個人情報を利用可能にしなければならない。

##

## 責任（質問39～50）

このセクションの質問は、貴社が上記原則の実施方法を遵守することについて確実に責任を果たすことを確認します。

個人情報を移転するときに、貴社が本人の同意を得ていない場合は、移転先がこの原則に従い確実に個人情報を保護することについて貴社が責任を果たさなければなりません。また、併せて、移転後にこの原則に従って個人情報を確実に保護するための合理的な措置を講じなければなりません。但し、個人情報の開示先である第三者との間に継続的な関係が構築されておらず、事前評価（due diligence）等が困難な場合は、個人情報がこの原則に従い一貫して保護されていることを保証するために本人の同意を得るといった他の手段を用いることができます。また、国内法により開示が要求される場合は、事前評価及び本人の同意に関する義務は免除されます。

### 一般

1. APEC情報プライバシー原則に従うためにどんな措置を講じていますか？該当するものにすべてチェックし説明してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 内部指針または方針（該当する場合、どのように実施しているか説明） |
|  | 契約 |
|  | 該当する業界または部門の規定類の順守 |
|  | 自主規制による申請者規範または規則の順守 |
|  | その他（具体的に説明してください。） |
|  |

1. 上記措置に対する組織全体の遵守について責任を持つ担当者がいますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. プライバシー関連の苦情の受付、調査、対応に関わる手順を用意していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 苦情申立てに適時に対応するための手順を用意していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 「はい」の場合、その対応では、苦情に関連した救済措置の説明もしていますか？具体的に説明してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. プライバシー関連の苦情への対応方法をはじめ、プライバシーに関する方針や手順に関して社員を教育する手順を用意していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 個人情報の開示が求められる場合をはじめ、裁判所またはその他政府の召喚令状、捜査令状や命令に対応するための手順を用意していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

### 個人情報が移転された場合の責任の維持

1. 代行して個人情報を処理する、処理業者、代理人、請負業者、またはその他のサービス提供者に関して、各個人に対するあなたの義務が必ず果たされるようにするための方法を用意していますか？（該当するものを全てチェック）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 内部指針または方針（該当する場合、どのように実施しているか説明） |
|  | 契約 |
|  | 該当する業界または部門の法規の順守 |
|  | 自主規制による申請者の規範または規則の順守 |
|  | その他（具体的に説明してください。） |
|  |

1. 上記の契約では一般に個人情報の処理業者、代理人、請負業者またはその他のサービス業者に以下の行為を義務付けていますか？（該当するものを全てチェック）

|  |  |
| --- | --- |
|  | プライバシーステイトメントに明記されているAPEC準拠のプライバシー方針や実務ルールに従う。 |
|  | プライバシーステイトメントに明記されているプライバシー方針や実務ルールに実質的に類似したプライバシールールを実施する。 |
|  | 個人情報の取扱方法に関連して提供された指示に従う。 |
|  | あなたの同意がない場合には下請に制約を課す。 |
|  | 各業者の管轄区のAPECアカウンタビリティ・エージェントにCBPRを認証させる。 |
|  | 申請者の顧客の個人情報に関する違反があった場合は申請者に通知する。 |
|  | その他（具体的に説明してください。） |
|  |

1. 個人情報の処理業者、代理人、請負業者、その他のサービス業者に、指示または契約や合意に従わせるために監査の提出を義務付けていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. 指示または合意や契約に従わせるために、処理業者、代理人、請負業者、またはその他のサービス業者の定期的な検査やモニタリングを行っていますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

1. CBPRを確実に遵守させるための事前評価及び方法が、個人情報の処理業者、代理人、請負業者、その他のサービス業者に難しいという場合であっても、個人情報を開示していますか？

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はい |  | いいえ |  |
|  |

以上

1. 個人情報とは、個人を識別もしくは識別し得る全ての情報のことを言う。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 個人情報管理者とは、個人情報の収集、保管、処理及び利用を行う個人又は組織のことを言う。ここでは、申請事業者のことを指している。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 「関連するその他目的」における個人情報の利用は、たとえば、効果的かつ効率的な方法で人材管理を行うための中央管理データベースの生成及び利用、第三者による従業者の給与処理、又は、組織に対する負債を後に徴収するために与信枠を付与する目的で当該組織によって取得された個人情報を利用することなどの事例が挙げられる。 [↑](#footnote-ref-3)